

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第八項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録の廃止の届出があつた。

令和八年三月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

廃止する登録検査機関	名 称	有限会社米専科ゆ みと
主たる事務所の 所在地	所 在 地	広島市佐伯区城山二 丁目六番一六号
廃止年月日	令和八年三月二日	
廃止理由	令和八年五月三 一日をもって会 社廃業のため	